

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等案に関するプリオン病小委員会の審議概要について

令和 5 年 10 月 18 日

プリオン病小委員会委員長

1 プリオン病小委員会における審議概要

牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）の一部改正等について、令和 5 年 8 月 30 日に開催された第 15 回プリオン病小委員会（以下「小委」という。）において審議した。

審議においては、以下の項目を中心に確認した。

- （１） BSEサーベイランスの検査対象牛を見直し、月齢区分を撤廃した他、BSEを疑わない96か月齢以上の死亡牛を検査対象から除外し、症状に基づくサーベイランス体制を構築
- （２） BSE検査に係る検査室の要件や、検体の保管方法について、BSEの発生リスク等を踏まえ見直しを行う

委員・オブザーバーからは、

- ① 改正されたBSEサーベイランスの検査対象について、補足資料の作成・配布等により、都道府県への周知は万全を期すこと。また、それぞれの検査対象の区分を明確に記載すること
- ② BSEの発生時の伝播リスクは以前と変わっていないことから、検査室の要件を見直すことは不適切と考えられるため、検査室の要件は従来と同じにすべき
- ③ 検査に供する牛の採材について、特定の部位以外の脳全体が保管されていれば、より確実な結果が出せるのため、従来のとおり特定の部位以外も保管するべきではないか
- ④ 96か月齢以上の症状を呈していない死亡牛を検査対象から除外することで、万が一非定型BSEを発症していたような牛の特定危険部位も、レンダリングに入ってしまうリスクはあるのではな

いか。

等の意見があった。

2 防疫指針案の修正

事務局は、委員・オブザーバーからの意見を踏まえ、

①については、全国の検査体制が一律になるよう、都道府県向けの補足資料を作成・配布する旨回答、

②については、要件を再度見直し、従来の検査施設の要件を変更しないよう留意事項を修正

③については、検体を保管する都道府県のコストを踏まえると、保管施設を維持させることは困難である旨回答

④については、BSEの疑いのある死亡牛がレンダリングされる可能性はあるが、死亡牛専用の化製処理に関しては、生成物は全て焼却処理される旨回答

以上を踏まえ、本小委としては、本案は、国際基準で定めるBSEサーベイランスを十分に満たす内容となっており、BSEの予察・監視が適切に実施できるものとする。

以上